136
57
197

官刻

孝義録

巻仆

三十三

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義録

卅三

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	七函	八架	一二八號	一冊
	三六	五	一九		一ノ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

帝國圖書館

孝義録巻之三十三

明治九年文部省交付

TEIKOKU LIBRARY

美作國

奇特者　百姓　作代宮支配所　真島郡高田村　金田市右衛門　歳五十和　宝暦七年御褒美

奇特者　百姓　同支配所　天窪郡久世村采方　金田六右衛門　六十七歳　明和元年御褒美

奇特者　百姓　同支配所　同所　金田民右衛門　二十二歳　同時御褒美

孝行者　百姓　同支配所　吉野郡善応村　清八　四十二歳　寛政五年御褒美

孝行者　同支配所　同所　清八妻　さと　三十九歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　同所　同伴　乙吉　十七歳　同時御褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

○孝行者　日支配所
日所

孝行者　森村　對馬守出領所
吾妻郡田殿村

○奇特者　日出領所
英田郡倉浦村

奇特者　日出領所
久米南條郡下二ヶ山村

奇特者　日出領所
同所

奇特者　日出領所
英田郡倉浦村

孝行者　松平越後守領分
津山城下福渡町

孝行者　日領
津山城下新魏人町

孝行者　日領
津山城下紙屋町

孝行者　日領
津山城下二階町

孝行者　日領
津山城下上紺屋町

孝行者　日領
東北條郡大谷村

孝行者　日領
西北條郡下田邑村

孝行者　日領
西北條郡小田中村

孝行者　日領
津山城下安岐町

孝行者　日領
津山城下西新町

百姓　日　梶右衛門　十歳　明和元年御褒美

百姓　淺之亟　四十三歳　明和元年御褒美

百姓　春名猶右衛門　四十三歳　安永元年御褒美

座屋　治部宇助　六十六歳　安永七年御褒美

宇助伜　治部安次郎　三十五歳　日時御褒美

百姓　春名猶右衛門　三十六歳　天明八年御褒美

町人座屋　小兵衛　歳不知　元文五年褒美

町人借屋住之角屋　仙吉　歳不知　元文五年褒美

町人市右衛門娘　げん　歳不知　寛延二年褒美

町人借屋住　袋吉　三十四歳　安永二年褒美

町人日雇稼　長七　四十二歳　安永二年褒美

百姓　吏兵衛　六十歳　安永四年褒美

百姓　長平次　四十四歳　安永五年褒美

組代　佐右衛門　四十一歳　天明二年褒美

町人座屋　和助　四十九歳　天明六年褒美

町人下男座　源左衛門　五十四歳　天明六年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　　日領　津山城下戸川町　町人手宮屋

○孝行者　　日領　津山城下林田町　町人菓屋　長七　六十四歳　天明六年褒美

孝行者　　日領　津山城下新奥町　町人黒田屋　熱助　四十四歳　天明八年褒美

○忠義者　　日領　津山城下西今町　町人真屋孫藤次代　若吉　四十六歳　天明八年褒美

○孝行者　　日領　津山城下河原町　町人借屋住日雇稼市之允娘　ごさん　二十五歳　寛政三年褒美

孝行者　　日領　津山城下京新町　町人鞆屋　勘七　五十歳　寛政三年褒美

○孝行者　　日領　東南條郡弓削村　百姓　長次郎　五十歳　寛政三年褒美

孝行者　　日領　津山城下京町　町人今五郎　半之允　五十一歳　寛政三年褒美

奇特者　　日領　久米南條郡八出村　肝煎　陶政右衛門　四十一歳　寛政三年褒美

○孝行者　　日領　日所　改名馬娘　さく　九歳　日時　褒美

孝行者　　日領　久米南條郡小桁村　百姓長之允伜　半吉　三十八歳　寛政三年褒美

孝行者　　大久保加賀守領分　久米北條郡油木北村　百姓　市之允　三十六歳　寶暦三年褒美

孝行者　　日領　久米北條郡宮部上村　百姓清之助娘　七助　二十九歳　寶暦三年褒美

孝行者　　日領　久米北條郡桑下村　尼　貞蓮　二十五歳　寶暦三年褒美

孝行者　　日領　久米北條郡下弁地西上村　百姓　半吉　二十六歳　寶暦三年褒美

孝行者　　日領　久米北條郡里公文中村　百姓　庄吉　十五歳　寶暦三年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡里公文中村　宝暦三年褒美

奇特者　百姓　日傾　久栄南條郡福畠村　宝暦三年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄南條郡袋系村　宝暦三年褒美

孝行者　百姓　日傾　所　同時褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛下村　宝暦四年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡角石畝村　宝暦四年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡里公文中村　宝暦十年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡山ま公文北村　宝暦十年褒美

孝行者　百姓　日傾　勝北郡こう系村　宝暦十年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛下村　明和三年褒美

奇特者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛下村　明和三年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛中村　明和八年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛中村　明和八年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡山ま公文南村　安永元年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡下折宛下村　安永元年褒美

孝行者　百姓　日傾　久栄北條郡奥山ま村　安永元年褒美

三

幸八　三十三歳　百姓

市蔵　二十五歳　百姓

三之助　四十二歳　百姓

助市郎　二十九歳　百姓

文右衛門　歳不知　百姓

若者　五十歳　百姓

六之助　二十七歳　百姓

若吉　三十三歳　百姓

定右衛門　四十歳　百姓

六之助　四十二歳　百姓

三右衛門　三十二歳　百姓

せう　三十九歳　百姓

いし　三十三歳　百姓

さん　二十三歳　百姓

勘次郎　三十九歳　百姓

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

奇特者　百姓平六婢　亀治　二十四歳　安永元辰褒美　日領　久栄北條郡油木北村
奇特者　百姓　仁右衛門　四十五歳　安永元辰褒美　日領　久栄北條郡箭石畝村
奇特者　百姓　半右衛門　四十七歳　安永元辰褒美　日領　勝北郡弓木村
奇特者　百姓　家市　五十歳　安永元辰褒美　日領　勝北郡廣戸村
孝行者　百姓　武之允　二十五歳　安永二辰褒美　日領　久栄北條郡和田南村
孝行者　百姓　佐助　歳若ゆゑ　辛亥如褒美　日領　久栄北條郡栗上村
孝行者　百姓　六之助　四十一歳　安永三辰褒美　日領　久栄北條郡山手久文南村
孝行者　百姓　熱助　六十四歳　天明元辰褒美　日領　久栄北條郡神代村

○

孝行者　百姓　七　四十四歳　天明元辰褒美　日須　久栄北條郡上市宮里村
孝行者　百姓甚右衛門妻　せき　三十六歳　天明三辰褒美　日須　久栄北條郡上市宮中村
孝行者　百姓　若吉　六十歳　天明八辰褒美　日須　久栄南條郡菅栗村
孝行者　百姓　與次助　三十八歳　天明八辰褒美　堀田相撲宇須分東北條郡宇野村
孝行者　百姓　菊右衛門　五十歳　安永八辰褒美　土井大炊助領分久栄南條郡栗田東村

○

孝行者　百姓　菊右衛門妻　さん　三十八歳　日時褒美　日須　日所
孝行者　百姓　熊之助　二十歳　日時褒美　日領　日所
孝行者　百姓　六之亟　十四歳　日時褒美　日領　日所

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　日領
　　日所　　百姓

孝行者　日領
久米南條郡糸田西村　　百姓

○孝行者　日領
久米南條郡金堀村　　盲人

孝行者　仙石越前守領分
勝南郡明見村　　百姓

孝行者　日領
勝南郡明見村　　百姓助七妻

孝行者　日領
勝南郡明見村　　百姓

孝行者　日領
勝南郡金井村　　百姓

孝行者　日領
　　日所　　百姓

家内睦者　日領
勝南郡忌村　　百姓

日振

志ゆん　十歳　日時褒美

幸六　五十一歳　天明三年褒美

為助都　四十歳　天明四年褒美

利之助　三十四歳　明和七年褒美

かな　千八歳　安永八年褒美

三右衛門　四十六歳　寛政元年褒美

三右衛門妹

ちち　四十一歳　日時褒美

庄兵衛　五十三歳　寛政元年褒美

家内睦者　日領
　　日所　　百姓

農業出精　服坂淡路守領分
真壁郡中村　　百姓

孝行者　日領
真壁郡中村　　百姓

奇特者　因幡若桜池領分
久米北條郡小山村　　百姓

家内睦者　日領
久米北條郡西坪倉村　　百姓

庄兵衛家内

七人　日時褒美

幸右衛門　三十九歳　天明二年褒美

和助　四十三歳　天明八年褒美

源治　四十九歳　寛政三年褒美

六之助　七十八歳　寛政三年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇物者金田六郎左衛
六家有之内大庭郡久世村糸方
家ニ而ハ百姓共ハ父母布
衣ニ而ハ不着と申伝有之田村の者なり
ハ先六家左ニ而ハ着不申候ハ
ハ勿論あれ共其家を譲り受
候ハ高田村より云々
ハ久世と病気ニ而ハ着用仕候
ハ其事ニ而ハ着用仕候
ハ久世村ハ
ハ貧窮ハ
ハ古き衣を
ハ稲出の節ハ

二三人のかをあつめ其あつ
代官窪嶋作左衛門へ申上て銀子
賜をうけとり其とし六郎左衛門
六年の内年々米を出して救ひ同十二巳酉
ふるこゝろを捨ず村こゝろ
更をおゐて川ふちの修理あ
自ら銀を出して利をうけ
償ひを用水の堰乃至小一貫目
理をまもりけ真鍋邨の境乃
出して公用日ゝ銀
少も不法のこゝろなきをゆる
多くと奢おもひを事務
者なり其ゟ民安ん
しめ貧窮を救ふこゝろは
ものかうむりけり明和元申四月代官竹垣宏義
賞えて仁術褒美ゟて銀杯
ゟ

孝行者 信八

孝行者こと

孝行者三吉

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者越右馬

信八ヶ吉野新着壮村の百姓新兵衛ニ右の
まゝをおそう又は七十五歳母のそち八六十九歳ニなり
妻そきとゝひて二吉越右馬の
りてあり壮着壮村ゟ山路を
おそるゝを歩行ニ今は小松ニて夫婦そり
耕ニ暇あれて炭を屋根板をへて二里あま
里へそゝり古町村小日ニ
等信濃をおくれもちいそれ行の苟り
もちゐてあ吉ニ人をおそうするまを父母の

謎なる事ゆのゝよろこひ他人ゟむひてを父母のそ
公物ゟを損ゝ以ゟ私ゟと云ゝそよ後川ゟやうする
者ゟゝ天明八年廿二月同村乃信助といふもの
夜ふもぬく此家ニ来ゟる事ニ驚ゟ会衆
をゟのけ此八父母もゟ手業をうゝ妻を
測ゟあて賛実ゝあゝそゝを信助も
又孝心ゟる者ゟれ八涙くゝ感ゝて涙を
おゝゝ次の日古町村ゟて右新兵衛ニ
此父母ゝおれゟおひ吏物ゟ
ふをう道ゟ里乃者うをゟ夜ふと駄ゟ八ゟと

くさて父母にさそひ去婦ハ法さ
まは獨活蕨物脊又ハ栗拾ひ
うてゆく祖父母を労ハりさく
まうて茶ありさ
をつめをれんのまくふ
一河をこゝろもたひて
あえ必ずうりいれてさうさ

第七家の内私共ありやもさひつひ老さる者を
物の時乃領主左座但馬守に
をさうやうさ其後御料なつ
糧ね帰ようさ
り小銀さ米ありさ

奇物者脊名猶左衛門
春名猶右衛門 英田郡倉安村
里ようて数百姓なり明和七寅勝南郡湯郷村ようり
起つさく五十軒さありやけしさ
貧しきものゝ茶をこのたへさり

もめて貧しきを歎きこの病をさへ加ふる
下僕こゝもあり〳〵きこの収納は滞りをそこるもの
四ヶ年にて米をそこせる別而村の百姓困窮を
きたすうしろめたくそこ食するものの多く困窮を
を二十年ものこと猶也等年ごとに米俵つゝを差
明和三年政右衛門の病ありし時を按ずるに
死〳〵たることを全快ことくをこの年人
貧に沿ひ家業〳〵よを銀をこすくをそすゝり
困〳〵村乃喜助とつゞるもの外も数多の持るの困窮
下僕やう〳〵の困乃人も多く喜ひう給米俵の貢よ

沿ひ困年小いありて第二十九俵あり
ありさそこしに猶右衛門さこにそこる事ありなれ
喜助も又実義ある者多く田宅を改善俵んとせ
しをいさゝかをつくすをこそ又百
村乃百姓吉兵衛つゞとつゞ者ありを第を施し
天助とつゞる者ありこるふる家返つ
く宅地を質小つゞて年貢納〳〵ともうかを出
しこの俵をも猶米下村の喜兵衛つゞたる
あまりの米俵をそこく俵をとこ次第に人を救
ふりを事こ〳〵已をつゞ俵やうにして倹約をこそ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

法度を法くしく人民も教くさとく安永元庚
八月森對馬守あけうをおさむる時小ぜんとく同年
十一月より苗字帯刀をゆるされ銀をとりくを給ふ

孝行者源左衛門

丁子屋源左衛門八津山乃城下西新町に藥種屋をいとな
まこ源之亟と申ける比より胸病の気味にて
をのうひ又は抱えよ訪さとくを悩ふく行事をも
を父母乃つかむ給まうとも須臾も離れまうとも
腫つ病よ〳〵疾く快癒せんとて醫療のをこたりなく
もいよ〳〵重りゆくさまを見ては拇粧をうち人乃

更をあ〳〵こと給を源之亟の聞つけ
急取こゝろ〳〵看病して寝食を忘るゝまでもなり〳〵
に至りくことこゝ多年なりくこゝ病急め十七歳乃春を
歳を経く今の名小改め歳乃業なる薬種をも処
なひ〳〵小父母の残せく金〳〵を悦ひ心まつせり
保養さをしつゝ病のうち此費多く其おもむきを悟ひ
う給く世つゝをなやまし〳〵きをこゝろ小父母に
〳〵発次父母両国乃霊場を順礼せ両りくこゝひ
う長兄病の後るゝまいひおうめるをかうこゝ
中く路銀とかゝさをゝく父母小すゝめく旅さくせ

にあつても家業をつとめ父母の
らんことをいのり日々小祢宜をつとめ
父母ひとの来て吉比のお憲ともし
ふことのなえそうなれば
心ある兄弟をむつび又は友の
ばく銭をとゝくまたは友と
と勢酒みとくるこゝ楽をひく
かゝれば兄弟ひとしほ睦まじく
ふひ兄弟に酒をすゝめ
求てをやゝとゝはるの貧ゝことを
弟ゝ事をとゝのへ
みさゝ兄弟ひとしく
名ふとたてゝと貧ゝ紀中
友をむかへ酒をすゝめ
并ら家をとゝ貴志ろなゝ備
父ひいまゝせるうちに来石乃薬山
軟ゝて兄ゝ小をとゝ備産の産
をもつて人のみるめをゝ母
をもの父をなくなりて後も志
ゝとゝて父ゝて母ゝひ病

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ろく收抱せ候ふうに終ふうせぬ母につくし事
父母実のう次神仏よ祈てこととすれとさいなつ
うう復抱ろを祈る比ろひう其出むくう母乃愛の通
て添た志つよむうひ初ろ孫もあれいか女をろ〳〵つふ
奉公ろ〳〵ろ〳〵ろ〳〵

小て月町豊國屋十右衛門と申者
助七歳ゟ奉公ニ参り毎年ニ壱両ツゝ給金を取
又は綿くりていさゝかなれ共あきなひをとう
ゟ〳〵たくわへ夫婦とも倹約を専ニ
ゟ〳〵ゟ〳〵妹乃ふくゟ給金を取てやうゟ〳〵よくらせ
候而助七歳の比ゟ母并ニ妹貧苦を救ひ
きたなく共壱ヶ所ニかたまりくらし母乃
病よろしく行ことを所願をとげ
兄弟のあいだよろしく九歳ゟ浜町乃薬屋
若七郎ゟ借家をもとめ十五歳ゟ一荷担の商売
に回舎ゟゆくゟとの人ゟをかり
もさのゟ利をとらずもなく好ゟは日傭よりを
つも貸銭を取て母并ニ妹ニとらせ母乃
自ゟもりをとゟゟひ煩ニ犬をうけてそのまを母
の起出ぬ前ゟ湯をもゟ〳〵壱ヶ所ニ
兄弟夕ゟ飯もゐゟ事ゐく愛ゟうあを
ゟゟて後ゟ老ひの業をなやまし
ゟ日食物ゟゟ相〳〵壱汤をかし
價ゟもおし〳〵ゟ〳〵ゟ多く倹ゟ心ゟを
歩を頼ゟて求ゟ人ゟひ時ゟゟ久

銀をこの主人家屋敷うち人さ料の銀札をそこ
しる元治八年六月事ある
忠義者若吉
善吉と出雲國松江郷居宗村多左衛太郎方へ
なりと明和二年八月より津山の城下西今町の造り
酒屋直蔵孫吉湯うりとふ
つく人安永六年より暇をこひ孫吉湯うり借家をうつい
そくわらひことをなりに孫吉を始う造り酒をも
くを預して商ひもうくく借銀のおひ多く
やうくく之るうくく宅地を質にいれ金を

かりをひ兄を供ひろこれおの借銀八年こかへつく
返済へことを定めをなせうう商ひくくなりて後くか
ら直蔵屋金と質にいれる宅地の利銀をと供
ひくくせつくうをかやうく若吉かこれ主人のなや
兄うをもえてまかくく夫婦ともに孫吉湯うを取うか
へ今力をつくく見せうやとちよ孫吉湯も取いて
甚七郎方へ嫁せ孫吉湯八妾さよ娘改ともに小裏なる
家に隠居して衣乃若吉と娘うゆうの子を利發しく
永春と名改めけり若吉夫婦ともに孫吉湯を
くをを主人乃娘のもとに昼夜とかく商乃

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

業にんとはく〳〵永春をそ〳〵先陽をとゝのに日く
乃舎をそゝひ更姆うるくなく衣服の類よ
里長祖やう礼物うりいそるやうくを風をかゝる事なく
永春酒成好をあれハ自くにのとあ又を菓子魚肴
肚菜のなくひ仰多もそ〳〵ことを物調〳〵そ先
第う永春う家礼先祖の墓をを恐をとゝひきよう又母兄
生礼位牌をそてくをを退福をもつるう礼己う
多をはくまやうあ〳〵てようり費をふくと又と
をま人の幸業乃為お尺いそくとをおく〳〵むるなく
富の業ほやをつくく〳〵あれをを礼つうう又を店をを

礼そ〳〵をつるう借銀をはくのひ又を家質の利銀
ふと活なくり人〳〵とけくく永春う娘乃十七歳よう
財元魚町福永屋源吾う業ふ帝を永春う養ふ
とく〳〵そ娘ふりのをそ又をを店のるようう活業ふ
にるあ〳〵をてそ銀なんとすれ家をおことふるふ
又人に若吾う忠節ふよるをうとゝあ天明八年十二月
領主うをを褒美して銀そそ
孝行者ぎん
ぎんハ津山の城下ふの糸町乃
者市をう娘なのう生れつきおとなしく又六年礼

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

なくなる父母の初忌をつとめ終りて
ふるさとにかへりて十歳乃ときより母ちゝ
をうしなひ父さんよりひとりそだてられ
あるときも云ふ〳〵ときこと
先〳〵のこゝろざしをつぎ父乃
早くなくなりしかば母ひとりにて事
行末如何と思ひ暮し〳〵年月をおくり
きんも同〳〵町内の今津屋伊
三郎あるけるうちをかりてすみ
主人もいつもれをくやみ食物をとゞ
ひ〳〵給銀をもとらずいつもあはれ
うおもひ父にをくりもうすなどして
用のことを聞あれたいそうふかく
て父をかくしやうにやり其後京町の大村屋源右衛
法名又今津屋なりしてこゝに二年つとめ父の病あ
つくなり是も物をもいはるゝやうにもなきん
いよ〳〵あれて奉公せんとおもひ
ことをとうとく主人の用事をつとめ

おひ父のりをふうて明日の食事を調してをれ
出ませとをしへ置てもてゐあれいおりくたくみ
事をもてくらし其後元魚屋町半左屋表を婿うめとり妻とし
此婦つよくまるくそだてられ父をたすけて孝行な
いとりくやりくしく妓くもるばあゆむ
事をもてくらしくみ業をたすけをつとめる給銀を改て
ぎんを人とをうけはをれ
銀九匁を養ひ給ふ寛政二庚の七月乃ころを
又病あしくなりしかぎんを須磨町稲寛宅
七年うめとしつく若しう眼をわひ父此例よりて

看取さまくゆをたくくゆをたれ甲斐
く同十月廿七十二歳ましてうせ
日をたちぬれば又新魚屋町雅田屋孫三郎ふ
事をやうう父乃いまをくし供養をもてゐ
て父私位牌をもてゐ七日くに供物をうる人墓も
ゆうてくる向そうる日同町狸野屋義一郎う家
ふくくをあけ極山私也とつくるをもむくる
身ををくく導くたゆゐ私ぶん
をそのをうんをくくをくにもそくれいうをそ
義一郎うめとふ私也う縁を

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

てく候ごとくもの〳〵しく敬をうしなひ候出来候ては人と
いふべき事にあらざるべくおもふ〳〵をもつてをしへそだつるとき
いつてもれをはぢとも母を父乃ごとくおもふ心ざしふかくなりゆき今も
河原町乃勘六の妻女をもつて娘をもらひ受候ところ
父母をそうろうにひきとり候ところ母も老年にまかりなり候
かゝる事ゆへ父乃若きとき日かげにてそだてられ候母をみる
事もなくまた今此娘を妹とおもひ候こともとぼしく折ふしはとぼれ
ふるとひおもてへ事にふれ実の母ゆへのごとく心を尽し
もてなしてこのみえをも厭ひ候と思へば父ばいまだ
しも老ぼれ候ごとくを労しく父乃うせ候後を
母をあひそんとぞひともおもふ事にあらざるべくおもふ〳〵父ばかり
なおまのうをとゞめ候ごとく父ばかり孫までありながら母にあひみる
事ばかりをねがひ候ごとくや父を父乃うせ候いまだ
やとさ悔くまどひめくらよりなほ今宵乃如
おのれをおもふ〳〵父なくなりて後もさいまだ先をとゞ
まりもとまる事ありてもかからん
るのうるをもつて人〳〵ばかりをもつて
胸ふさがりしとくさめくるごとく泣そだてられ候人をも
涙を流してなげき先をも朽ちもともにとありながら
のごとく顔のうるおひめくるを先

…もあり、八今より又のちに申すに及つけ
母をもみそしりみまこんに收ひくあらそに母を
さけうたるん処をそくこを後をそ及音つま
うつ年此又の母めをこうに恩わるうこと丸母
をこけもつ急つひてよもつ母くこと
ひそこゆ教もを母を久しくこ海そまくまろ娘を
そうまろこひ乃浜やそれあくさもつそれより
動六と母ふうせめ又のそくようや海ひおくそ
そつ称ふう同つ紀二年二月従主ようう森矣つ
七銀をそこそ俗家の料乃銀札そこくをを

あをへそう

孝行者表次郎

表次郎は東南條郡高根本郷村乃百姓なり父
表次郎ゟ時ようも農業のこと
そうこと迄う数まつつそ老地を田もこ郎
おひ父ゟ僕ひうふおる而のる十二右いまり
表次郎に譲ゟ父ゟ引く善也教う表次郎
まめやうなる老ようも農るよ力をそと父母乃
酒をおのむをそえてそしそ中に老よたくく市
乃そようそ者をめくそうそ表次郎う二十墨

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

あり[illegible]のとき明和二[illegible]
をもとこ[illegible]
[illegible]
つと発しう病をもてくる[illegible]
小まりさく妻をひくとも小父抱やう周紀
七[illegible]
そもと父乃[illegible]
をいとひ[illegible]
て二[illegible]
[illegible]

そは[illegible]
乃[illegible]
う[illegible]
[illegible]
[illegible]

にくらし常小領主をうやまう
天明二年乃巳年は親の病有ゆえ
なくも之かるしい村乃うち
滞りなんとやうを二つ迄こう納
ありこうあうと賞よいれ
そ迄ようり引つゝくるそひ
公納を加え持るも有りくまゝ
二年二厚領主より褒美し
孝行者と美

さ美き久米南條郡八出村乃肝
娘なり母を六七年ありて病
二四年ゝ病を扣ゆ父乃
看病ゝ醫薬食事に
るなく奮ゝあれ日ゝ
て家乃ありさまゝ
ゝ次正月ふことあ
もゝそこ美もむゝ
ゝう漢ゝ納ゝう門を出
来仏乃前ゆぬうそう
そく寛政二年十二月

そふはゝつゐに九歳をもて父の跡を
に母を失ひしく結毎よつゝへ稼ゐ又もうせしうち
妻をとり先そうとけるま家乃内睦く暫乃後
をはたらくしけ北のまゝうつゐまて人の寄
ひの外又は死をるもあをとようたてくるまゝ
をおく或をうをはたらくもあとふてうう
て実義るうしを改右為物
をふるりのいをみつゝ初て沫治乃事をもるを
しは村乃うち外出をは風をえるひをのつゝう
をふてまふ敗しそふくうそ改革ゝ書

病ふ母ゝまゝく終入るをせくを按摩とをるの二
人まてやくとく重ゝく結毎外ゝを安うゝむを後
結毎乃病しをゐて看病ゝ夜もすから
称ようしうみようせみゝうとくしう金まひい
ふ日うに賂をとるへいまふうくしう金まひい
こゐあをて光明真言をゝとうるへて追福のそをと
おをう此事領をに生をそく向死後三月斎をへ
してふ孫まうる苗家を称をうるをゆふゝ話
をとをうへうる

孝義録巻之三十三

勉助と云家北條邑祢代村のお百姓ゟ明和元年
お父ゟそく母のことゟ孝行者ゟ聞及ひ奇特
ゟ申風よふくるゟめもとゟこのゆむるゟうつて勉助
家貧〳〵と云とも醫薬ゟ手ふそろふ次養ふゟと
よくつとめを兄て勤タよふ仕ゟまてもうやふ
かふんやうにそふ糸に出ゟるとも兄てとるへき夜
乃事まても母乃もとをゟ一歩ゟそもふ兄ふ
をこゝゟて人をゟて行〳〵む田畦ゟも海もへ必安
安成をゟ食ゟものをゟむやいうやをとひ美ゟ
味あれいふく御〳〵そゟつねゟ酒をたのこゝ
ゟ仕ふを壺を納めてゟれをとり兄者ゟやう
の物まくそゟとりくあゟ人をとふゟ多勤〳〵兄ハ
国府ゟり物を持をゟ文ゟ母ゟ兄ふ仕ふそふ
ゟ〳〵めこゟ兄ゟて母の兄ふ家をあくゟめ夫婦ともに
大切ゟ勤〳〵二役乃ゟ事ゟくいつもあそり元明元庚
十月領主ゟり褒美〳〵ゟ頂ゟ目をとゟ仕ふ
ゟとゟゟ勉助年六十四ゟ

孝行者為勤都

為野村ゟりと云家南條郡金塚村ゟりて云二斗ゟ
ゟりて数百姓ゟる中ゟ名ゟ云年ゟ云ゟ家貧

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

くらをとりはらひ葬送の事ねんごろにして給銀をいて孝貞
をを納光ること父母のごとくす父母老衰して病ふこと
ありしとき二十六年あいだ昼夜ともに看病怠ることなく
ころ小姑の妻小糸南村乃百姓二家を勝ことに二家ともに
二十年前より家ともにうちとくこと温疫まてうせ叔
父二郎三郎一人になりしときより兄弟ともに
勤次郎うめと小糸ともにこれをあやまることなく
貴ひしこと兄も実に病をおもひやりおもひ
二年をせんことなく奉公をもなさしめ家にとゞめ
ありしこと実に孝貞の至なり
右之通相違無御座候 以上

文化十一年 戌 三月 庄屋 清右衛門 印
組頭 源兵衛 印
百姓代 善兵衛 印

ろこそ死ぬるまでの苦とするにく
脊柱のほねもて目くるめき耳なども無
そうおもうこと家のうちんもの
所もゆくまでおよび宿やどるさらにな
ゆうそ小産以後数よりもまくに事るれて記者
乃ものもすくるをそれそのもろう勤化そと
るそ官職の孝義なる孝義のそそけるも
なるうんかと師乃死数よう村の老ひよそひなく
うまこそ老の老ひよるものくへるれいそそくの
生そもそるもそそくそとくまうせそそうるそ或ハ

妻をもむくそとつよ妻あをとて女乃のうるる乙
るもそもそうくはほて食くに申るれてやく
そひうるくそくうまひ叔父乃病つくて今
年の秋なくるうしう病乃うちもそ老ひも又涼切
るうしそう天明巳年二月於そうそ衰英そして
年そおくよ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録巻之二十三

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

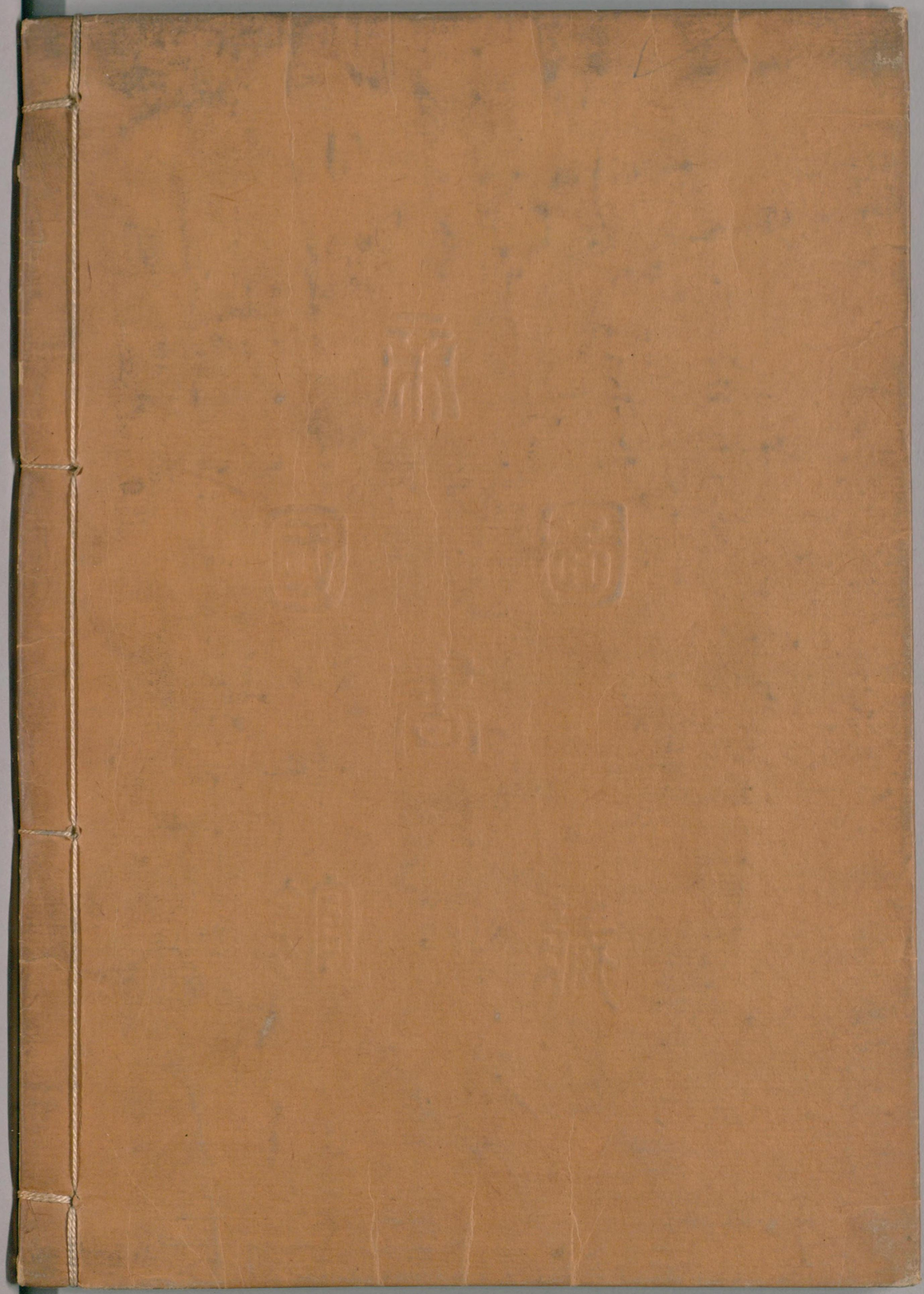

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用